

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第八条第三号の規定による消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示に関する内閣府令」（案）に関する意見募集の結果について

平成25年9月10日
消費者庁

1 意見募集方法の概要

- (1) 募集期間：平成25年7月25日（木）～平成25年8月23日（金）18:00（必着）
- (2) 告知方法：消費者庁ウェブサイト、電子政府の総合窓口(e-Gov)ウェブサイト
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX又は郵送

2 意見募集の結果

- (1) 意見提出総数：1件

（内訳）

事業者	0件
団体	1件
弁護士	0件
個人	0件
匿名	0件

- (2) 原案からの主な変更点並びに意見の概要及びこれに対する消費者庁の考え方別紙参照

意見募集時点（平成25年7月23日）からの主な変更点（新旧対照表）

変更後	変更前
<p>消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第八条第三号に規定する内閣府令で定める表示は、消費税に関連して取引の相手方に次に掲げる経済上の利益を提供する旨の表示であって同条第二号に掲げる表示に準ずるものとする。</p> <p>一 物品並びに土地及び建物その他の工作物 二～四 （略）</p>	<p>消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第八条第三号に規定する内閣府令で定める表示は、消費税に関連して取引の相手方に次に掲げる経済上の利益を提供する旨の表示であって同条第二号に掲げる表示に準ずるものとする。</p> <p>一 物品及び土地、建物その他の工作物 二～四 （略）</p>

番号	原案該当箇所	意見の要約	考え方
1	その他	消費税転嫁対策について、説明会をきめ細かく実施する等、一般消費者、小売業界等に対して、周知徹底を図られたい。(団体)	御要望に応じて業界団体、事業者向けの説明会を実施する等広報活動に努めます。

※ 御意見については、概要のみ掲載しています。

※ 寄せられた御意見のうち、主なものについて回答いたしました。

※ 一人から、複数の御意見が提出されている場合は、内容により分割して記載しています。